

## 富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、経済環境の変化による売上げの減少や原材料等の高騰の影響を受けている市内の中小企業者の資金調達を支援し、経営の安定化を図るため、静岡県経済変動対策貸付資金を借り受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 経済変動対策貸付資金 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号静岡県商工労働部長通知。以下「県要綱」という。）別表経営安定資金のうち、経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠及び中東情勢の変化による影響の場合に限る。）の要件に該当するものをいう。

(利子補給対象者)

第3条 利子補給対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年3月18日から県の取り扱う期限までの間に経済変動対策貸付資金を借り受けた、又は同日までに静岡県信用保証協会に申し込み、経済変動対策貸付資金を借り受けた中小企業者であること。
- (2) 市内において原則として1年以上継続して同一の事業を営んでいること。
- (3) 市税を完納していること。

(補助額)

第4条 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、返済遅延により加算された延滞利子は、補助対象外とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応枠 利子補給対象者が償還した利子額

(2) 中東情勢の変化による影響の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（これらの額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

ア 融資額の合計額が2,000万円以下の場合 利子補給対象者が償還した利子額に0.8を県要綱別表に定める融資利率で除して得た割合を乗じて得た額

イ 融資額の合計額が2,000万円を超える場合 アにより算出した額に2,000万円を融資額の合計額で除して得た割合を乗じて得た額（利子補給の期間）

第5条 利子補給の期間は、経済変動対策貸付資金の借り受け後3年以内とする。

(交付申請等)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、12回目、24回目及び36回目の経済変動対策貸付資金の利子の支払日（繰上返済を行った場合は、繰上返済日）からそれぞれ30日以内に、補助金交付申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 所要額計算書（第1号様式）

(2) 利子支払証明書（第2号様式）

(3) 市税完納証明書

2 規則第10条の規定による補助金実績報告は、前項の規定による補助金交付申請をもってなされたものとみなす。

(交付確定)

第7条 規則第11条の規定による補助金交付確定は、規則第6条第1項の規定による補助金交付決定通知をもってなされたものとみなす。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(芝川町の編入に伴う経過措置)

2 芝川町の編入の日(以下「編入日」という。)以後における第 3 条第 2 号の規定の適用については、編入日の富士宮市の区域をもって市内とみなす。

3 編入日前の芝川町の区域内にある中小企業者に係る第 5 条の規定の適用については、同条中「経済変動対策貸付資金の借り受け後」とあるのは「平成 22 年 4 月 1 日から」とする。

附 則 (平成 22 年 5 月 18 日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

(原油・原材料高対応の特例)

4 令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り、第 2 条第 2 号中「新型コロナウイルス感染症対応枠」とあるのは、「原油・原材料高対応枠及び新型コロナウイルス感染症対応枠」とする。

附 則 (平成 24 年 3 月 21 日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 6 月 30 日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 10 月 28 日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 28 日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 9 月 30 日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、令和４年７月１日以後に借り受けた経済変動対策貸付資金について適用する。

附 則（令和５年４月１日副市長決裁）

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、令和５年４月１日以後に借り受けた経済変動対策貸付資金について適用する。

附 則（令和８年９月１１日副市長決裁）

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、令和８年５月１日以後に借り受けた経済変動対策貸付資金について適用する。